

事業群評価調書(令和2年度実施)

基本戦略名	9 快適で安全・安心な暮らしをつくる	事業群主管所属	警察本部交通企画課
施策名	(2) 犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進	課(室)長名	松岡 隆
事業群名	② 交通安全対策の推進	事業群関係課(室)	交通・地域安全課、道路維持課、交通指導課、交通規制課、運転免許管理課

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文) 交通事故のない安全で住みやすい社会の実現を目指し、市町をはじめ、関係機関・団体等と緊密に連携しながら、交通安全運動、交通安全教育、交通指導取締り、交通安全施設の整備等の総合的な交通安全対策を推進します。						(取組項目) i) 交通安全運動、交通安全教育等の推進による交通安全意識の高揚 ii) 関係機関・団体等と緊密に連携した交通安全対策の推進 iii) 交通環境の整備 iv) 交通指導取締り等の推進による交通秩序の維持				
事業群	指標		基準年	H28	H29	H30	R元	R2	最終目標(年度)	(進捗状況の分析) 交通事故のない安全で住みやすい社会の実現を目指し、市町を始めとした関係機関・団体等と緊密に連携しながら、幼児から高齢者までの各世代に応じた交通安全教育を実施した結果、令和元年中の目標値を上回った。
	交通安全教育の受講者数		目標値①	40万人	40万人	40万人	40万人	40万人	40万人 (毎年)	
			実績値②	395,352人 (H22~26平均)	475,968人	456,244人	452,502人	469,384人	進捗状況	
		達成率 ②/①		118%	114%	113%	117%		順調	

2. 令和元年度取組実績(令和2年度新規・補正は参考記載)

事業番号	取組項目	事務事業名	事業期間	事業費(単位:千円)			事業対象	事業概要 (令和元年度事業の実施状況 (令和2年度新規・補正事業は事業内容))	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				令和元年度事業の成果等	中核事業
				H30実績	うち 一般財源	人件費 (参考)			主な指標	H30目標	H30実績	達成率		
				R元実績						R元目標	R元実績			
所管課(室)名		R2計画	R2目標	R2実績										
1	取組項目 i	交通安全教育推進事業	—	37,969	32,305	187,906	歩行者 運転者 警察では、道路交通法の規定に基づき、安全運転管理者等に対して法定講習(安全運転管理者27回、副安全運転管理者3回)を実施したほか、地域交通安全活動推進委員として250人を委嘱し、同委員による交通安全活動等を通して、県民の交通安全意識の高揚を図った。 このほか、知事部局や関係機関・団体と連携して、交通事故発生状況の分析結果に応じた、幼児から高齢者までの歩行者及び職場・高齢者・若年者・二輪車利用者等の運転者に対する参加・体験・実践型を始めとした交通安全教育を実施した。	活動 指標 交通安全教育実施回数(回)	7,000	6,604	94%	●事業の成果 ・7,000回の活動指標は達成できなかったものの、平成30年と比較して実施回数は増加した。また、受講者数については平成30年と比較して増加するとともに、成果指標の40万人についても達成し、幼児から高齢者まで年齢層に応じた交通安全教育を実施した結果、県民の交通安全意識の高揚が図られた。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与・参加・体験型講習などの交通安全教育を推進したことにより、県民の交通安全意識の高揚が図られ、年間の交通事故死者数は33人となり、最終目標値の34人を下回るなど交通事故抑止に寄与した。	○	
				30,318	27,282	186,919			7,000	6,899	98%			
				33,593	28,951	189,805			400,000	452,502	113%			
		交通企画課				400,000	469,384	117%						
					根拠法令	道路交通安全法		400,000						

2	取組項目 i	「高齢者交通安全チャレンジ」総合対策事業費	R元-2	6,393	6,393	3,181	県民全体 高齢者	長崎市35人、佐世保市15人の高齢運転者モニターを募集し、合計50人に対して2か月間モニタリングを実施し、急制動等の発生日時・場所のデータ及びその際のドライブレコーダ映像を収集するとともに、モニターごとの分析結果について、各モニターに対して通知した。 安全運転サポート車を県下に3回派遣し、高齢運転者に先進安全技術の普及を図った。	活動指標 R元:安全運転モニタリング事業モニター数(人)	100	50	50%	●事業の成果 ・高齢運転者モニターに自己の運転振り返りの機会を与え、高齢者特有の運転行動を自覚させたことで、高齢運転者特有の要因に起因する交通事故の減少に寄与した。 ※より説得力のある資料とするために、危険挙動データだけでなく、危険挙動発生時のドライブレコーダー映像のデータも併せて収集するという高度な仕様にした結果、単価が上昇し、モニター人数を指標とした達成率が低下した。
		交通・地域安全課	5,674	5,674	3,190	根拠法令	交通安全対策基本法 長崎県交通安全の保持に関する条例	成果指標 R元:高齢者の運転中の交通事故死者数(人)	7以下	5	100%		
							成果指標 R2:高齢運転者第1当事故の発生件数(件)	1,005以下					
							成果指標 R元:モニター期間中の参加者無事故達成率(%)	100	100	100%			
							成果指標 R2:高齢運転者交通事故防止に資するコンテンツ等の策定	策定					
3	取組項目 ii	交通安全対策推進費	S46-	6,710	6,710	5,580	県民全体・関係機関・関係団体	交通安全対策基本法等に基づいて交通安全対策会議を開催し、「第10次長崎県交通安全計画(平成28年度～令和2年度)」に基づき、「令和元年度長崎県交通安全実施計画」を策定し、総合的な交通安全対策を推進した。 また、県内の小学校・中学校・高等学校等の児童・生徒から交通安全図画・作文を募集し、県民の交通安全意識の高揚を図った。	活動指標 交通安全対策会議開催回数(回)	1	1	100%	●事業の成果 ・令和元年5月30日に交通安全対策会議幹事会を開催し、令和元年度交通安全実施計画を策定した。
			6,487	6,487	5,568			1					
		交通・地域安全課	6,654	6,654	5,583	根拠法令	交通安全対策基本法 長崎県交通安全の保持に関する条例	成果指標 交通安全実施計画の策定	策定	策定	—		
4	取組項目 ii	交通安全運動推進費	S51-	1,120	1,120	5,182	県民全体・関係機関・関係団体	市町、関係機関・団体と一体となって、春・秋の全国交通安全運動、夏・年末の交通安全県民運動を実施し、県下各地でキャンペーン、パレード等を実施して広く県民に交通安全を呼びかけた。 春の全国交通安全運動においては、県庁において副知事出席の下、出動式を開催し、ニュースや新聞記事にとりあげられ、各地で開催されたキャンペーン等もテレビニュースで放送されるなど、広く県民に交通安全意識の高揚を図った。	活動指標 交通安全運動ポスター配布数(枚)	27,000	29,740	110%	●事業の成果 ・令和元年中の交通安全運動期間中の交通事故件数は、統計の計上要領を変更したことで増加したが、年間の交通事故件数は、54年ぶりに3千件台となり、交通死亡事故多発警報の発令もなかった。
			967	967	5,170			数値目標なし	※発令なし	—			
									数値目標なし	※発令なし	—		
							数値目標なし						
							交通安全運動期間中の交通事故件数(件)	271以下	224	100%			
							224以下	348	55%				
							348以下						
							根拠法令	交通安全対策基本法 長崎県交通安全の保持に関する条例 長崎県交通安全推進県民協議会規約	成果指標 発令期間中の交通死亡事故件数(件)	0	0	100%	
									0	0	100%		
									0				

5	取組項目 ii	交通安全指導員等育成費	S48-	43,879	43,879	3,986	①交通安全推進関係団体 ②市町交通指導員	交通安全対策基本法等により策定した交通安全実施計画に基づき、下記事項を推進した。 ①交通安全の街頭指導、幼児・児童・生徒や高齢者に対する交通安全教育、広報活動等に従事する交通安全指導員を設置するとともに、研修会を交通安全協会に補助金を交付するとともに、研修会を通じて交通安全指導員の指導力の向上を図り、その活動によって各地域における交通事故の防止を図った。 ②市町が委嘱している交通指導員に対して交通事故情報、交通法規、活動状況の情報交換等を中心とする研修会を県内ブロック別を実施し、交通指導員の指導力向上を図った。	交通安全指導員研修会開催回数(回)	4	4	100%	●事業の成果 ・交通安全指導員、市町交通指導員の研修によって、交通安全指導に関する資質、交通安全リーダーとしての意識向上などが図られ、これによって子供の交通事故防止につながった。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・交通安全指導員による幼児・児童への交通安全教育、交通指導員による交通安全指導・誘導が行なわれたことにより、子供の交通事故はもとより、交通事故総数、死者数が大幅に減少するなど、交通事故抑止に寄与した。	○
		41,791		41,791	3,977	研修会開催回数(回)				10	10	100%		
		42,943		42,943	3,987	成果指標				1以下	1	100%		
		交通・地域安全課					根拠法令	交通安全対策基本法 長崎県交通安全の保持に関する条例 交通安全指導員設置補助金実施要綱		1以下	1	100%		
6	取組項目 ii	交通安全母の会育成費	S53-	680	680	1,594	交通安全推進関係団体	交通安全対策基本法等により策定した交通安全実施計画に基づいて、「交通安全は家庭から」をスローガンとして交通安全活動を実践する母の会の活動がより効果的に推進されるよう、長崎県交通安全母の会連合会へ補助金を交付するとともに、活動の活性化を図った。	交通安全推進イベント開催回数(回)	1	1	100%	●事業の成果 ・交通安全キャラバン事業、三世代交流事業のほか、高齢者宅訪問事業やストップマーク整備事業を展開したことで、子供の交通事故は減少した。	○
		596		596	1,591	1				1	100%			
		682		682	1,595	成果指標				1以下	1	100%		
		交通・地域安全課					根拠法令	交通安全対策基本法		1以下	1	100%		
7	取組項目 ii	交通安全確保業務	H15-	5,098	0	0	交通安全確保業務嘱託職員	交通安全対策及び不法占用防止等を目的としたパトロール並びに適正な特殊車両通行許可審査を行った。	パトロール実施回数(各振興局ごとの平均回数)	36	44	122%	●事業の成果 ・嘱託職員による交通安全対策及び不法占用防止等を目的としたパトロールの実施並びに適正な特殊車両通行許可審査を行った。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・道路交通の安全が確保され交通事故抑止に寄与した。	○
		5,123		0	0	36				40	111%			
		5,133		0	0	成果指標				0	0	100%		
		道路維持課					根拠法令	道路法		0	0	100%		
8	取組項目 ii	交通安全施設整備事業	—	1,334,757	599,239	176,712	道路利用者	交通管制センターで制御する信号機のエリア拡大及び更新、バリアフリー対応の信号機・標示等の改良、交通信号機や横断歩道の新設等交通安全施設の整備を推進し、交通事故の抑止を図った。	交通信号機の新設(基)	8	8	100%	●事業の成果 ・交通の安全と円滑のバランスに配慮した交通環境を構築するため、令和元年度には新たに6基の信号機を整備するなどした。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・交通安全施設の整備を推進したことにより、安全な道路環境が整備され、交通事故の抑止に寄与した。	○
		1,091,854		578,981	175,783	6				6	100%			
		1,219,476		580,061	176,248	成果指標				14以下	10	100%		
		交通規制課					根拠法令	道路交通法		4以下	5	80%		
										設置前以下				
9	取組項目 iii	運転免許行政の推進	—	553,010	553,010	418,990	運転免許新規取得者保有者	運転免許新規取得者に対する技能試験を始めとする各種試験、運転免許保有者に対する、更新時における講習を始めとする各種講習、悪質・危険な運転者に対する行政処分等の運転免許行政を適正に推進した。 また、一定の病気にかかっている者及び高齢者が安全に自動車等を運転することができるよう、運転者やその家族からの相談(安全運転相談)を受け付け、病状や相談内容に応じた対応を行い、運転継続が困難な高齢者に対しては、自治体と連携を図りながら、各種支援を受けやすい環境を醸成した。	運転適性相談による聞き取り件数(件)	数値目標なし	1,444	—	●事業の成果 ・適正な運転免許行政を推進した結果、運転免許新規取得者及び保有者の安全運転意識の高揚が図られたほか、悪質・危険な運転者に行政処分を執行することにより、安全な交通環境を確保した。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・運転免許行政を適正に推進した結果、安全運転意識の高い運転者による交通環境が醸成されたことから、令和元年中の交通事故の抑止に寄与した。	○
		679,279		679,279	416,789	安全運転相談による聞き取り件数(件) ※名称変更				数値目標なし				
		739,496		739,496	614,872	成果指標				数値目標なし	136	—		
		運転免許管理課					根拠法令	道路交通法		数値目標なし	155	—		
										数値目標なし				

10	取組項目iv	交通秩序の維持事業	—	265,076	232,224	2,162,918	運転者	前年中の交通事故発生状況を分析した結果、交差点及び交差点付近における交通事故が全事故件数の約半数を占めていたことから、横断歩行者妨害をはじめとした交差点関連違反の交通指導取締りに重点を置くとともに、悪質性・危険性の高い飲酒運転・無免許運転等の交通指導取締りを推進した。	活動指標	悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの実施による検挙件数(件)	数値目標なし	32,264	—	●事業の成果 ・交差点関連違反及び悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進し、交通秩序の維持を図った。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与 ・令和元年中の交差点及び交差点付近の交通事故は1,987件で、前年と比較して143件減少したほか、道路横断中の歩行者による交通事故は392件で、前年と比較して9件減少する等、交通事故の抑止に寄与した。
				268,420	232,843	2,176,214				数値目標なし	30,725	—		
		交通指導課	279,085	242,471	2,129,325	根拠法令	道路交通法			成果指標	交通事故発生状況(過去3年間の平均件数以下)	5,688以下	4,641	
										5,194以下	3,959	100%		
										4,630以下				

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	交通安全運動、交通安全教育等の推進による交通安全意識の高揚	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全運動、交通安全教育等の推進し、県民の交通安全意識の高揚を図ったところ、交通事故死者数については、昭和29年以降最小の33人であった。 令和元年中の交通事故を分析したところ、高齢者の死者数が33人中16人であり、歩行者の死者数も33人中16人と全死者数の約半数を占めている。また、高齢運転者が第1当事者となる交通死亡死者数が11人と他の年齢層に比べ多い。 「高齢者交通安全チャレンジ」総合対策事業においては、モニタリング業務を実施したが、実施結果の分析とその結果から得られた高齢運転者のデータ分析がについて、より精度の高い分析を行って、高齢運転者の交通安全教育等に活用していく必要がある。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後更に交通事故死者数を減少させるためには、高齢運転者の交通事故抑止に向けた、交通安全教育、広報啓発活動や歩行者事故の抑止に向けた参加・体験型の交通安全教育等について実施する。 令和2年度は、令和元年度のモニタリング業務で収集したデータを分析することとしており、これにより得た成果物を、講習会やホームページに掲載するなどして高齢運転者教育に活かし、さらなる高齢運転者による交通事故防止を図っていく。
ii	関係機関・団体等と緊密に連携した交通安全対策の推進	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>市町の交通指導員による街頭指導、交通安全指導員による交通安全教育は幼児、児童・生徒の交通事故抑止につながっており、関係機関・団体と連携して実施している交通安全運動や交通安全実施計画に基づく各種施策の推進も交通事故(発生件数、死者数、死傷者数)の減少に寄与している。しかしながら、終局的な目標である「交通事故ゼロ」により近づけていくためには、その時々の問題事象に応じて対策を講じていく必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>交通事故の抑止は、関係機関・団体と連携した交通安全対策を継続することで保たれていることから、今後も継続して事業を行っていく。その過程で、個々の事業の必要性、効果などを適宜検証しながら見直していく。</p>
iii	交通環境の整備	<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設の整備に関しては、限られた予算の中、危険度に応じた各種安全対策として、 <ul style="list-style-type: none"> ○事故の発生状況、県民からの要望等により把握した箇所について検討を行い、道路交通の実情に適応した交通規制の新設及び見直し並びに信号機の設置 ○生活道路における歩行者の安全な通行を確保するための「ゾーン30」の整備及び各種通学路の安全対策の推進 ○道路交通環境の改善を図るべき危険箇所の発見に努め、適切な措置を講ずる二次点検プロセスの推進 (二次点検プロセス: 交通死亡事故等の重大事故が発生した場合においては、道路管理者等の関係者と共に現場診断(一次点検)を実施し、再発防止のための道路交通環境の改善を図っているところ、これらの対策は同様の道路交通環境にある他の道路においても効果的であることから、効果の期待できる道路において道路管理者と共に現場点検(二次点検)を行い、道路交通環境の改善を図っている。) ○円滑で事故のない交通流確保のための光ビーコンの整備等高度道路交通システム(ITS)の推進等の対策を推進したことにより、交通事故が抑止されている。 ・運転免許取得時の各種試験、更新時等の各種講習等による運転者の安全運転意識の高揚や悪質・危険な運転者への行政処分による交通環境の醸成を図ったことが、令和元年中の交通事故発生件数、死者数、負傷者数が大きく減少した要因の一端となった。 ・今後、本県においては2025年まで高齢者人口が増加し、これに伴い高齢運転者による交通事故が増加することが懸念されることから、安全運転意識の高い運転者による安全な交通環境の整備や高齢運転者に対する安全運転相談を更に推進する必要がある。 	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通安全施設整備に関する予算は年々減少傾向にあり厳しい状況である。今後も適切な維持管理を行うために、必要性が低下した信号機の撤去の推進を図るとともに、新設の際は真に必要性があるのかどうかこれまで以上に十分な検討を行った上で設置を行っていく。 ・安全運転意識の高い運転者による安全な交通環境の整備や高齢運転者に対する安全運転相談を更に推進するためには、運転免許事務を適正に実施できる体制を確保するとともに、更新時を始めとする各種講習や安全運転相談をより高度化するための体制確立や、令和2年に改正された道路交通法(令和4年6月までに施行予定)を踏まえた対策を実施する。

iv 交通指導取締り等の推進による交通秩序の維持	
<p>●実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>交差点及び交差点付近における交通事故を減少させるため、交差点関連違反に重点を置いた交通指導取締りを推進するとともに、飲酒運転等の悪質性・危険性の高い違反及び住民からの要望を踏まえた交通指導取締りを推進した結果、交通事故発生件数については、発生件数・死傷者数ともに減少しており、交通秩序の維持に寄与している。</p> <p>交通事故発生件数については減少しているものの、交差点及び交差点付近における交通事故の構成率が依然として最も高い割合を占めていることから、引き続き交差点関連違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性</p> <p>引き続き、交差点関連違反に重点を置いた交通指導取締りを推進するとともに、交通情勢に応じた交通指導取締りを実施するため、交通事故発生状況の分析、検討を行うことで、交通秩序の維持を図り、交通事故抑止に寄与する。</p>

4. 令和2年度見直し内容及び令和3年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名 所管課(室)名	令和2年度事業の実施にあたり見直した内容 (令和2年度の新たな取組は「R2新規」等と記載、見直しが無い場合は「-」と記載)	令和3年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1		交通安全教育推進事業 交通安全企画課	交通事故分析結果に基づき高齢者対策として、テレビCMIによる交通安全啓発及び高齢運転者対策として運転者疑似体験型集合教育装置などを活用した交通安全教育を実施する。	②	交通事故分析結果に基づいて、各種メディアを活用した交通安全教育を実施するほか、歩行シミュレータなどの教育機材を活用したより効果的な参加・体験型の交通安全教育を実施する。	改善
2	取組項目 i	「高齢者交通安全チャレンジ」総合対策事業費 交通・地域安全課	令和元年度中に50人の高齢運転者モニターの運転データを収集したが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度中のモニタリング実施が困難となったため、収集したデータをより高度に分析して、高齢運転者特有の運転行動をより詳細に明らかにして、高齢運転者向けの安全教育資料を作成し、高齢運転者の交通事故防止を図る。	⑨	収集したデータは、急加速、急減速、急ハンドルの運転行動挙動情報とそれが発生した日時、場所(緯度・経度)及びその際のドライブレコーダ記録映像であり、これらをより高度に分析することで、高齢者特有の運転行動を浮き彫りにするほか、道路環境に起因するかどうかの判断、要素となることやドライブレコーダ映像によって、より説得力のある安全運転教育資料を作成することなどが可能となることから、より効果的な高齢運転者の交通安全教育ツールの構築を目指すものである。	改善
3		交通安全対策推進費 交通・地域安全課	—	—	平成28年度から令和2年度までの交通安全に関する総合的な指針となる「第10次長崎県交通安全計画」に基づき、令和2年度に長崎県交通安全実施計画を策定し、市町、警察、関係機関・団体等と緊密に連携しながら、陸上交通の総合的な交通安全対策を推進する。また、県内の小学校・中学校・高等学校等の児童・生徒から、交通安全図画・作文を募集して交通安全意識の啓発を図る。 交通安全対策基本法で交通安全実施計画の策定が義務付けられており、長崎県の交通安全対策を推進していく上で必要な事業であり、県内の交通情勢を踏まえ、効果的な交通安全対策を強力に推進する必要があるため、本事業を継続していく。	現状維持
4	取組項目 ii	交通安全運動推進費 交通・地域安全課	—	—	交通事故を抑止するためには、県民一人一人の交通安全に対する高い意識が不可欠であり、県民の意識高揚を図るためには、各季の交通安全運動を推進していく必要があることから、本事業を継続していく。 また、交通死亡事故が多発したときには、緊急の対策を講じて交通死亡事故の鎮静化を図る必要があることから、迅速な広報活動、その他の対策を講ずるため、本事業を継続していく。	現状維持
5		交通安全指導員等育成費 交通・地域安全課	交通安全教育の対象数、地理的状況に加え、効果面を考慮した上で、人員配置数を見直し、前年度の33名から30名に縮小した。	③	交通安全指導員は、児童等への交通安全教育、交通安全の広報活動、街頭指導など児童等を中心とした歩行者の交通安全確保・交通安全指導の中核的存在であり、その活動が児童等の交通事故被害防止に大きく寄与していることから、本事業を継続していく。その一方で、高齢者の交通事故抑止が大きな課題であるため、高齢者の交通事故抑止に向けた活動を幅広く展開して行く必要がある。 市町交通安全指導員は、各地域の交通安全維持に必要な不可欠な存在であり、その活動が県下の交通秩序維持に大きく貢献していることから、「長崎県交通安全の保持に関する条例」に規定されたとおり、県の責務として交通安全指導員への指導教育を行って交通安全指導員の資質向上を図るためにも本事業を継続していく。	改善

6	取組項目 ii	交通安全母の会育成費	—	—	交通安全母の会は、児童・生徒の交通安全確保のため地域に根ざした交通安全活動を実践している団体であり、県民の交通安全意識の向上に寄与している。 また、長崎県交通安全母の会連合会は、県下の交通安全母の会を取りまとめ、交通安全の事業を積極的に展開し、児童・生徒を対象とする事業のみならず、高齢者の交通事故防止活動をも行うなど、交通事故抑止に大きく貢献していることから、本事業を継続していく。	現状維持
		交通・地域安全課				
7	取組項目 ii	交通安全確保業務	—	—	嘱託職員による交通安全対策及び不法占用防止等に対するパトロールの実施並びに適正な特殊車両通行許可審査を実施している。道路交通の安全確保を図っていくためには、引き続き適正な道路維持管理が不可欠であり、本事業を継続していく。	現状維持
		道路維持課				
8	取組項目 iii	交通安全施設整備事業	一時停止標識については、新規及び更新の全てを英語表記併記のものとし、また、押しボタン式信号機についても、押しボタンの表示板を4カ国語表記のもの(日本語、英語、中国語、韓国語)に順次更新している。 道路の新設、学校等の統廃合等、交通環境の変化に応じ、交通の安全と円滑を図るため、合理的な交通規制事業を推進している。	⑨	令和3年度においても、道路の新設改良、県民からの要望等による信号機の新設、交通管制システムの高度化及び更新、道路利用者に分かりやすい標識・標示の設置及び維持管理等を推進していく。 信号機、道路標識等の設置・管理による交通規制については、道路交通法第4条において、都道府県公安委員会の権限とされており、道路の新設・改良、地域開発、道路利用者の変化等に伴い、交通環境は毎年変化することから、交通の安全と円滑のバランスに配慮しつつ、本事業を検討していく。	改善
		交通規制課				
9	取組項目 iii	運転免許行政の推進	平成30年から実施している市町への情報提供制度については、適正な運用を図っており、検証した結果、特に問題点もないことから、今後も市町等と連携を深めながら実施する。 委託業務である運転免許事務の内容を見直し、更新時講習をより高度な講習とするために、講習を集約する等したほか、安全運転相談についても、令和元年11月22日から全国的に開設された安全運転相談ダイヤル「#8080」の広報啓発を行い、相談しやすい環境を整備した。	② ③	安全運転意識の高い運転者による安全な交通環境の根幹となる運転免許行政に係る事務や更新時講習を始めとする各種講習が適正に実施できるような体制の確立に努める。 令和2年に改正された道路交通法に応じた対策が必要となることから準備検討を行う。	改善
		運転免許管理課				
10	取組項目 iv	交通秩序の維持事業	令和2年においては、令和元年中の交通事故状況の分析結果及び住民からの要望を踏まえ、交通事故実態に応じた交通指導取締り計画を策定し、交通秩序の維持に資する交通指導取締りを推進している。	②	令和3年においても、基本的な方向性に変更はないが、引き続き、交通事故発生状況の分析・検討を行うこととしており、交通事故実態に応じた交通指導取締りとなるよう、交通指導取締り計画の随時見直しを図り、交通秩序の維持に貢献していくこととしている。	改善
		交通指導課				

注:「2. 令和元年度取組実績」に記載している事業のうち、令和元年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要があるか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点